

奈良県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

令和2年5月22日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級並びに当該検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日及び定員

警備業務の種別及び級	実施期日	定員
交通誘導警備業務2級	令和2年8月22日（土）午前9時から午後5時まで	30名
施設警備業務1級	令和2年10月3日（土）午前9時から午後5時まで	5名

各検定とも集合時間は、午前8時30分とする。

- 2 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

- 3 検定対象者

- (1) 交通誘導警備業務2級

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に属する警備員

- (2) 施設警備業務1級

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に属する警備員であって、検定の申請を行う日において、次のいずれかに該当するもの

ア 施設警備業務2級の検定に係る法第23条第4項の合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を

受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 奈良県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であって、施設警備業務1級の検定の受検資格を有することを認定する書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けたもの

4 検定申請手続

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、次により検定の申請を行うこと。

(1) 申請期間

令和2年6月15日（月）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（定員になり次第受付を終了する。）

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

イ 奈良県内の営業所に属する警備員

その属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

ウ 奈良県内に住所を有することを疎明する書面又は奈良県内の営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

エ 施設警備業務1級の検定申請者にあつては、次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(2)アに該当する者にあつては、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(イ) 3(2)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

5 検定手数料

次に掲げる検定に係る警備業務の種別及び級に応じて、それぞれ次に定める金額を

検定の申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。

なお、申請をした検定を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

(1) 交通誘導警備業務 2 級 14,000 円

(2) 施設警備業務 1 級 16,000 円

6 検定の内容

学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

7 その他

(1) 1 級検定受検資格認定手続

ア 3(2)イの認定を受けようとする者は、令和 2 年 6 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に認定の申請を行うこと。

イ 提出書類等については、事前に警察本部生活安全企画課まで電話により問い合わせること。

(2) 携行品

ア 検定の申請の際は、運転免許証その他の身分を証明する書類（検定申請者の写真が貼り付けられたものに限る。）を持参すること。

イ 受検の際は、筆記具及び検定当日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付する受検票を持参すること。

(3) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課

電話番号（代表） 0742-23-0110 内線 3043